



令和5年 (2023年) 5月1日(月)

No. 15887 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円 (税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆主要判決全文紹介 [知財高裁] [上]…………… (1)

主要判決全文紹介

《知的財産高等裁判所》

審決取消請求事件

(「電鋳管の製造方法及び電鋳管」特許無効審判審決取消訴訟) [上] (全2回)

—令和3年(行ケ)第10140号、令和4年11月16日判決言渡—

裁判所は、取消事由1(訂正要件に関する判断の誤り)の有無について、本件発明5及び9の訂正は、本件明細書に記載した事項の範囲内であるとして、理由なし、とし、取消事由5(明確性要件違反に関する判断の誤り)について、本件発明6及び訂正された発明9は特許請求の範囲にその物の製造方法が記載されている場合(プロダクト・バイ・プロセス・クレーム)に該当し、本件発明6及び訂正発明9の電鋳管の構造又は特性により特定する際不可能・非実際の事情が存在するときに限られるところ、被告はこのような事情が存在しないことを認めている。この点から、本件発明6及び訂正発明9は明確であるということとはできない、として、取消事由5は理由があり、とした。請求項6及び請求項9を除いた請求項1及び請求項5は、取消



弁理士法人

浅村特許事務所 ASAMURA IP

〒140-0002

東京都品川区東品川2丁目2番24号天洲セントラルタワー

電話: 03-5715-8651 (代)

asamura@asamura.jp www.asamura.jp

所長 弁理士 浅村昌弘 会長 弁理士 金池大 井田塚江森 建弘貴則司之登子佳 相談役 弁理士 浅井望畑 浅北水菊 村上月中野川野間 皓一次之裕亮宣史 山平弓田原大日方 山下村山削統原大日方 康啓麻亮和 明彦子理誠太幸



浅村法律事務所 ASAMURA LAW OFFICES

電話: 03-5715-8640(代) law@asamura.jp www.asamuralaw.jp

所長 弁理士 浅村昌弘 弁理士 後藤晴男 弁理士 松川直樹 弁護士 和田研史